|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害厚生年金は、次のように計算します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報酬比例部分 | ＋ | 経過的職域加算 | ＋　 | （加給年金額） |  |

　　　　　　　　　（初診日がH27.9以前にある場合）１　報酬比例部分（平成15年４月１日以後の期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬額 | ×5.481／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数 |
|  | （組合員期間） |

＋（平成15年３月31日までの期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬月額 | ×7.125／1000×平成15年３月までの被保険者期間の月数 |
|  | （組合員期間） |

※障害等級が１級の場合は、上記の額にさらに125/100を乗じます。※障害認定日までの組合期間月数と被保険者月数の合計が300月未満の場合は300月とみなして、「300／全組合員期間月数」を乗じます。２　経過的職域加算額上記１の報酬比例部分とは別に、初診日が平成27年９月以前にある場合に限り、平成27年９月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給します。計算式は次のとおりとなります。（平成15年４月１日から平成27年９月30日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給与月額×1.096／1000×平成15年４月～平成27年９月の組合員期間の月数 |

＋（平成15年３月31日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給料月額×1.425／1000×平成15年３月までの組員期間の月数 |

※障害等級が１級の場合は、上記の額にさらに125/100を乗じます。※障害認定日までの組合期間月数と被保険者月数の合計が300月未満の場合は300月とみなして、「300／全組合員期間月数」を乗じます。３　加給年金額障害厚生年金の加給年金額は、障害等級１級又は２級に該当する障害厚生年金の受給権者について、対象となる配偶者がいる場合に年金額に加算されるものです。(ア)加給年金額の加算の要件加給年金額は、次の①及び②の要件を満たしているときに、加算されます。①　障害厚生年金の算定の基礎となる障害等級が１級又は２級であること。②　障害厚生年金の受給権発生時又は受給権発生の翌日以後において、障害厚生年金の受給権者によって生計を維持している（年収850万円未満で同居等の生計同一要件が必要）65歳未満の配偶者があること。(イ)加給年金額224,700円×改定率／年 |